

草加市文化観光課Instagram運営基準

第1条 目的

この基準は、草加市文化観光課Instagramを運営するに当たり、基本的な考え方を示し、内容の充実と適正な運営を図ることを目的とするものです。

第2条 位置付け

第三次草加市観光基本計画の目標である「おもてなしの心が息づく観光の実現」に向け、まちの魅力を構成する要素である「人」「空間」「生活」「文化」の4つの魅力をそれぞれに高め、さらにそれらが相乗効果を発揮することで、「暮らしたい・暮らし続けたい・訪れたいまち」としてより魅力あるまちの実現を目指して取り組んでいる文化観光事業について、市民をはじめ他の近隣区市町村に積極的に情報発信し、広く普及啓発を図るものです。

第3条 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものです。

1 Instagram

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトで、スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真及び短時間動画を共有する手段をいうものです。

2 アカウント

Instagramを利用するために取得した権利及びユーザー名をいうものです。

3 コメント

Instagramに意見等を投稿することをいうものです。

4 いいね!

Instagramの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいうものです。

第4条 運営に関する基本情報

1 アカウント名: bunkakanko_city_soka

2 URL:https://www.instagram.com/bunkakanko_city_soka/

3 アカウント運営者:草加市文化観光課

第5条 発信する情報

草加市文化観光課Instagram(以下「市Instagram」という。)は、次に掲げる情報を発信するものです。

1 本市が取り組む文化観光事業に関すること

2 本市に関連する他の自治体、市民団体、民間事業者及び個人の文化観光事業に関すること

3 市ホームページ及び広報そうかに掲載済みの情報のうち文化観光事業に資すると認められる情報

4 本市が取り組む文化観光事業に必要と認められる情報

第6条 コメントに対する返信や「いいね！」等への対応

- 1 市インスタグラムに書き込まれたコメントは、今後の市政運営の参考とするものです。ただし、市はコメントに対する個別の返信や「いいね!」、フォロー等について義務を負うものではありません。
- 2 次に掲げる内容を含むコメントについては、削除する場合があります。
 - (1) 公序良俗に反する内容
 - (2) 違法又は反社会的な内容
 - (3) 政治活動、選挙運動、宗教活動又はこれらに類似する内容
 - (4) 市若しくは他の第三者を誹謗又は中傷し、名誉若しくは信用を傷つける内容
 - (5) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
 - (6) その他運営者が不適切と判断した内容

第7条 著作権等の帰属

市インスタグラムに掲載している情報(文章・写真・画像等)に係る著作権等の知的財産権は、本市又は本市以外の原権利者に帰属するものです。

第8条 投稿する時間帯

市インスタグラムへの投稿をする時間は、草加市役所の開庁時間の午前8時30分から午後5時(年末年始を除く。)までとします。ただし、それ以外の日時においても、必要性、緊急性が認められる場合は投稿できるものとします。

第9条 市インスタグラムの閉鎖

運営者が必要と認めた場合、市インスタグラムのアカウントを一時閉鎖又は閉鎖する場合があります。

第10条 免責事項

- 1 市インスタグラムにおける情報の正確性、完全性には細心の注意を払っていますが、市はそれを保証する義務を負わないものとします。
- 2 ユーザーが市インスタグラムを利用したこと、又は利用できなかったことによって生じるいかなる損害についても、市は一切責任を負わないものとします。
- 3 ユーザーにより投稿されたコンテンツ(コメント・写真・動画等)について、市は一切責任を負わないものとします。
- 4 市インスタグラムに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、市は一切責任を負わないものとします。
- 5 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは市に対し、投稿コンテンツを、全世界において無償で非独占的に使用する(加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む。)権利を許諾したものとし、かつ、市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

第11条 掲載内容の制限

次のいずれかに該当するものは掲載しないものとします。

- 1 投稿テーマの内容と合っていないもの
- 2 法令又は公序良俗に反しているもの
- 3 市の名誉を傷つけるものや市の信用を損なうもの
- 4 個人・団体などを中傷する内容を含むもの
- 5 政治、宗教、選挙などの活動内容を含むもの
- 6 営利を目的とするもの(公営競技、観光、文化振興、バナー広告など、市として掲載することが適当と認められるものを除きます。)
- 7 著作権、知的所有者、肖像権などを侵害するもの
- 8 その他公共性、中立性、品位を損なうおそれがあるもの

第12条 禁止事項

ユーザーの行為が次のいずれかに該当する場合は、投稿の削除、アカウントのブロックをします。

- 1 市又は第三者の承諾なく個人情報と特定、開示、漏洩するもの
- 2 市又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷したりするもの
- 3 市又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権を侵害するもの
- 4 法令又は公序良俗に反するもの
- 5 他のユーザー又は第三者等になりすますもの
- 6 投稿が広告・宣伝目的のもの・アフィリエイト(Instagram外のサイトに誘導された場合に、そのサイトが広告・宣伝目的のものも含む。)
- 7 Instagramが定める利用規約に該当するもの
- 8 市Instagramの趣旨に関係のないもの
- 9 その他運営者が不適切と判断するもの

第12条 基本情報へのアクセス

ユーザーが市Instagramに登録した場合は、この基準に同意したものとみなし、ユーザーが公開しているユーザーの名前、プロフィール写真、性別、ネットワーク、ユーザーID、友達リストなど、公開されているアカウントやプロフィール情報への市Instagramからのアクセスを許諾したものとみなします。

第13条 個人情報の取扱い

運営者がユーザーから個人情報を取得する場合には、草加市個人情報保護条例(平成12年条例第31号)に基づき、適切に管理するものです。

第14条 運営基準の変更

本運営基準は、ユーザーへの予告なしに変更を行う場合があります。

第15条 問合せ先

掲載内容に関しては、直接運営者に関するものを除き、原則各種イベント主催団体又は各担当へお問合せください。

第16条 準拠法及び裁判管轄

この基準は日本法に準拠するものです。また、ユーザーと市の間で紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものです。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。